

議案第9号

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正
について

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例
を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

(2026年)

城陽市長 村 田 正 明

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成16年城陽市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(設置) 第2条 略 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、 情報公開制度の運営に関する事項について市長 に建議することができる。	(設置) 第2条 略 2 審査会は、前項に規定する調査審議のほか、 情報公開制度 <u>及び個人情報保護制度</u> の運営に関 する事項について市長に建議することができる 。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

城陽市情報公開・個人情報保護審査会が建議することができる事項を追加したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③

略

参考資料

城陽市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正 条例要綱

1 改正の概要

城陽市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえ、審査会が調査審議する事項と建議することができる事項との整合を図るため、情報公開制度の運営に関する事項に加え、個人情報保護制度の運営に関する事項についても建議することができることとするもの。

2 施行期日

公布の日